

愛監査発第 6 号
令和 8 年 8 月 17 日

愛南町長 中 村 維 伯 様

愛南町監査委員 西 村 信 男

同 池 田 栄 次

令和 7 年度愛南町財政健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、
審査に付された令和 7 年度愛南町財政健全化判断比率について審査した
ので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度 愛南町財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 3 日から令和 8 年 7 月 27 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.43
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.43
③実質公債費比率	9.4	10.0	10.0	25.00
④将来負担比率	—	—	—	350.00

5 審査の意見

令和 7 年度の健全化判断比率については、実質公債費比率が 9.4%となり、前年度(10.0%)と比較して 0.6 ポイント改善した。また、その他の比率については、いずれも算定されない状況であり、早期健全化基準を十分に下回る健全な財政状況が維持されていると認められる。今後においても、地方債の発行や公債費の推移、将来負担の状況など、各健全化判断比率の基礎となる財政指標の動向を注視しつつ、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を継続され、引き続き健全な財政運営の維持に努められたい。

6 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。